

平成 30 年 12 月 19 日

平成 30 年度第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会  
「子ども支援専門部会」における事前質問に対する回答（古庄部会員）

報告事項(1)第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について

3 概要(1)「ニーズ調査」ア対象

Q 1 就学前児童の保護者 6, 750 件、小学 1～6 年生の保護者 3, 200 件(いずれも前回と同規模)とあるが、全体の何%にあたるのでしょうか。年齢・学年の割合はどうなっているのでしょうか。調査は全体の何%にすることが適切なのでしょうか。

A 2 就学前児童は概ね 20 パーセント、小学 1～6 年生は概ね 10 パーセントにあたります。各学年ともおよそ 5, 000 人です。「前回と同規模」というのは、平成 25 年度に実施した第一期計画策定時のニーズ調査ではなく、平成 29 年度の事業計画中間見直しの際に実施したニーズ調査と同件数という意味になります。わかりにくい表現でした。大変失礼いたしました。

適切なサンプル抽出率は、調査を実施する規模にもよりますが、信頼係数（確率）95 パーセントにおいて、母数が数千件を超えると、実数として 400 件前後のサンプルで充分というのが統計ではよく言われる数値です。ただし年齢や区域の傾向を把握するため、サンプルを抽出する範囲等は今後調整します。予算等の都合もあり、今回はこの配布数で実施したいと存じます。

なお、5 年間の計画期間の中で推測と実績が一定程度乖離した場合、計画の中間見直しを検討することになっているため、一度策定した事業計画は、計画期間中、全く変更や修正がされないというわけではありません。

(子ども政策課)

Q 2 11 月 28 日付「第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に係る「ニーズ調査」調査票の作成について(依頼)」には、6, 750 世帯、1, 600 世帯と記載されていますが、どちらが正しいのですか。

A 2 これは現計画の策定の際に実施したニーズ調査の時（平成 25 年度）の配布世帯数です。今回の配付数は前述のとおりです。

(子ども政策課)

3 概要(1)「ニーズ調査」イ内容

Q 3 11月28日付「第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に係る「ニーズ調査」調査票の作成について(依頼)」によりニーズ調査票に対する意見収集がありました。その際に意見を送付させて頂きましたが、それも含めて次のように意見とお願いがあります。

①前回の平成25年度とは状況が変わっていますし、内閣府からの指示もあるようですから、前回のニーズ調査票を見て、意見徴集しても意味はないのではありませんか。

②ニーズ調査票の案を見ないと部会員は意見を出すのは難しいのではないのでしょうか。

③内閣府が指定している設問と足立区が独自に設定している設問がわかるようにして頂きたい。

④11月28日付「第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に係る「ニーズ調査」調査票の作成について(依頼)」の別紙の「調査票修正のポイント」や「区域の変更について」の具体的な内容を示して下さい。

⑤内閣府が示している「第二期子ども・子育て支援事業計画の策定における『ニーズ調査』の算出等の考え方」を説明して下さい。

A 3 「ニーズ調査へのご意見一覧」の際に回答いたします。

(子ども政策課)

5 策定にあたって特に考慮するように国から示されている項目

Q 4 (1)～(3)の項目の具体的な内容を教えて下さい。(1)から(3)の項目及び幼児教育無償化の影響等を踏まえて策定作業を進めるとありますが、そのためにこのニーズ調査票にどのような設問を盛り込むのですか。

A 4 「ニーズ調査へのご意見一覧」の際に回答いたします。

(子ども政策課)

## 報告事項(2)足立区待機児童解消アクション・プランの改定について

### 1 保育ニーズ量の検証

Q 5 表ある1・2歳児の内訳を教えてください。

A 5 1・2歳児の内訳は以下のとおりです。

①保育ニーズ・・・ 1歳児 2,632人(51.70%) / 2歳児 2,417人(46.74%)

②利用意向数・・・ 1歳児 2,382人(46.79%) / 2歳児 2,865人(55.41%)

③保育定員数・・・ 1歳児 2,911人分(57.18%) / 2歳児 3,306人(63.93%)

(待機児ゼロ対策担当課)

## 2 施設整備の課題

Q 6 「認証保育所の応募事業者が少なく」とありますが、その理由は何ですか。

A 6 認証保育所として適切な物件を確保することが難しいことや、認可保育所に比べて新規開設にかかる整備費の補助割合が低いことなどが考えられます。

(子ども施設整備課)

## 5 多様な保育サービスの拡充と利用促進の取り組み(1)小規模保育・家庭的保育(保育ママ)の卒園後の預け先確保(先行利用調整)

Q 7 結果はどうだったのですか。

A 7 以下のとおりです。

対象者 333名

申込者 198名 内定者 178名 待機者 20名 ※内定率 90%

(子ども施設入園課)

## [報告 2-2] 足立区待機児童解消アクション・プラン

P 6

Q 8 表にある「環境整備基準」とは何ですか。

A 8 ※P34(3)と一括回答とさせていただきます。

環境整備基準とは、50戸以上の大規模マンションを建設する事業者の方に対して、必要な保育施設の整備について区と協議していただく要綱です。この要綱は10月1日に条例化され、「足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例」として、より多くの事業者の方々と協議できるようになりました。

(待機児ゼロ対策担当課)

P 7

Q 9 表にある「その他」とは何ですか。

A 9 新規整備以外による定員数の増減を合計した数字です。具体的には以下の事由となります。

①既存の認可保育所の増改築による定員増

②家庭的保育の補助者配置による定員増

③有効面積の取り扱い変更による区立園の定員減

④公設民営認可外施設の定員構成変更による定員減

(待機児ゼロ対策担当課)

## P12. 2. 2 保育士確保・定着対策

Q 10 保育士確保・定着対策として、経済的支援策が拡充されました。それは保育士

の確保・定着が難しいことを示しています。近年、保育施設の急激な増設により必要な保育士数の激増や保育士養成校の学生数の減少などにより、保育士の確保は非常に厳しい状況になっています。それ以上に私立幼稚園における教員確保は年々厳しさを増しています。採用状況は最悪です。教員が確保できないために、クラス編成や教育活動、園運営にも大きな支障をきたす事態となっています。保育施設の保育士に対する処遇改善は国が主導し、処遇改善Ⅰで約10%、更に処遇改善Ⅱで技能・経験により最大4万円の給与改善がなされています。そして、足立区では更にここにある「住居借り上げ支援事業」と「奨学金返済支援事業」を実施し、更にその支援策を強化しました。養成校では、保育士と幼稚園教諭の両資格を取得する学生が殆どです。これまでも何度もお願いしていることですが、処遇改善に対して、私立幼稚園の幼稚園教諭の確保・定着のために両事業の対象を私立幼稚園の幼稚園教諭も対象にして頂きたい。

A10 幼稚園教諭の確保が課題であることは区としても認識しております。課題を解消するため、何らかの支援ができないか検討を進めているところです。

(子ども政策課)

Q11 両事業の実施開始からの年度毎の実績を教えてください。

A11 下表のとおりです。

	住居借り上げ支援事業	奨学金返済支援事業
27年度	25人(3,520千円)	※28年度より事業開始
28年度	115人(68,150千円)	56人(3,752千円)
29年度	268人(172,579千円)	92人(6,126千円)

※30年度は申請受付中

(子ども施設整備課)

P15 5. 2幼稚園の預かり保育の拡充

Q12 幼稚園児の保護者の就労の実態を把握する必要があるのではないのでしょうか。預かり保育を利用している方だけが就労者ではなく、通常の幼稚園の教育時間内において就労している方もいます。

A12 現在、把握する方法がないため、今回実施するニーズ調査において傾向を把握していきたいと存じます。

(子ども政策課)

Q13 預かり保育の利用者は、就労を理由として利用している方ばかりではなく、介護、PTA活動、地域活動などの一時的な要件で利用されている方もいます。そのような方々の利用に対しても支援があるべきと思います。

A13 国の幼児教育無償化の動向を見て検討します。

(子ども政策課)

P19 5. 5. 2 保育コンシェルジュによる利用者支援

Q14 コンシェルジュの利用実績の推移を教えてください。

A14 下表のとおりです。

人

	合計
30年度(4月～11月)	2,794
29年度	3,570
28年度	2,922
27年度(10月～3月)	1,517

(子ども施設入園課)

Q15 コンシェルジュは2名増員されて何名になったのですか。

A15 6名(1日5名体制)です。

(子ども施設入園課)

P27～30 4 保育需要の動向

Q16 表の「幼稚園」の数値は何を示しているのですか。

A16 保育認定を受けながら幼稚園に通っている方を計上しています。

(待機児ゼロ対策担当課)

P34(3)小規模保育事業

Q17 「環境整備基準」とはどのようなものですか。

A17 ※P6にて一括回答

(待機児ゼロ対策担当課)

P34(5)認定こども園

Q18 「私立幼稚園から認定こども園への移行を働きかけていきます。」具体的にはどのように進めるのですか。目標値はあるのですか。

A18 待機児対策に有効な0～2歳児を含めた認定こども園を中心に推し進めるべきところですが、新たに必要となる常勤保育士等の職員確保が難しいなどの課題が多数あり、幼稚園と異なる複数の事業運営もあることから、運営面での難しさも聞いております。今後は地域ごとの保育需要や園の意向を踏まえながら園個別に働きかけていくことにします。なお、現段階では目標値は定めておりません。

(子ども政策課)

P79 資料5 妊婦届時の意向調査結果

Q19 回答数 3077 人となっていますが、対象は何人なのですか。回答率はいくらか。

A19 2017 年 11 月 1 日～2018 年 5 月 31 日までの対象数及び回答率は以下のとおりです。

※2017 年 10 月分は月途中からの実施であり、妊娠届の提出数との対照が困難なため算定から除外しています。

①対象数 3,357 人 (妊娠届を提出した方の数)

②回答数 2,848 人 (2017 年 10 月分 229 人を除いた人数)

③回答率 84.8%

(待機児ゼロ対策担当課)

情報連絡事項(3)平成31年度4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について

4 小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園後の預け先の確保

Q20 今年度の結果を教えてください。

A20 以下のとおりです。

対象者 333 名

申込者 198 名 内定者 178 名 待機者 20 名 ※内定率 90%

(子ども施設入園課)

Q21 課題はありましたか。

A21 一部の施設については、先行利用調整で申請した方で、比較的指数が低い方が内定となる可能性も考えられる点です。

(子ども施設入園課)

5 保育コンシェルジュによる相談受付

Q22 今年度の結果を教えてください。

A22 30 年度 (4 月～11 月) 2,794 人 です。

(子ども施設入園課)

Q23 課題はありましたか。

A23 下記のとおりです。

①相談の質の一層の向上

②施設紹介など、より詳しい情報の収集及び提供

③幼児教育無償化など、常に新たなトピックスを盛り込んだ情報提供や相談活動

(子ども施設入園課)

6 保育の必要量(預かり時間)に応じた認定区分の見直し

Q 2 4 短時間か標準時間かを利用者が自由に選択できるということですか。

A 2 4 保育施設申し込み時に選択可能です。ただし、実際の保育時間については、保護者の就労状況等をもとに、施設長と相談の上決定します。

(子ども施設入園課)

#### 情報連絡事項(4)民設民営による4認可保育所の運営予定事業者の選定について

2 運営予定事業者(6)江北・谷在家地域

Q 2 5 地図②☆印がない。

A 2 5 ★印はあります。谷在家二丁目の「家」と一部重なっていますが、ご確認ください。

(子ども施設整備課)

情報連絡事項4-1「民設民営による4認可保育所の運営予定事業者の選定について」の参考資料(株式会社チャイルドステージ)

Q 2 6 「(2)税理士による財務診断結果」がない。

A 2 6 8月までの議会報告には財務診断結果は記載していなかったのですが、より詳細な情報ということで、10月以降の議会報告から結果を追記しています。従いまして、別紙1-2の株式会社チャイルドステージの財務診断結果は記載がありませんが、別紙2-1の株式会社プロケア以降については記載しています。なお、株式会社チャイルドステージの財務診断結果は以下のとおりです。

#### (2) 税理士による財務診断結果

評価点数			総合評価 (A~D)	コメント
安全性	収益性	経営効率		
2	5	3	B	過去3期ともに黒字である。有利子負債が増加しているが、固定資産の取得ではないので、何のための増加であるか不明である。また、未収入金が多くあるが、回収できるものであれば経営に問題はないかと思う。

(子ども施設整備課)

Q 2 7 「(2)税理士による財務診断結果」とはどの様に行われているのか。誰が依頼して行っているのですか。どの様な項目について、どの様な評価基準で診断しするのですか。総合判定は選定の基準になっているのですか。

A 2 7 財務診断は所管課から東京税理士会に財務状況の調査を依頼し、推薦があった税理士に事業者の直近3年間の決算報告書及び確定申告書等の財務資料を基に評価をしていただいています。評価は安全性、収益性、効率性の3項目について1点から5点までの5段階評価とし、その合計点でAからDまでの総合評価としています。委員はこの財務診断結果を参考に評価を行います。総合評価がDまたは個別の項目で1点がある場合はその時点で失格となります。

(子ども施設整備課)

Q 2 8 「(3)収支計算の概要」の見方を教えて下さい。

A 2 8 当該保育所の開設後5年間の収支計画です。人件費は職員給与、法定福利費などの経費、管理費は土地建物賃借料、修繕費などの固定的経費、事業費は給食費、保育材料費などの保育に係る経費のほか、職員研修費や広告宣伝費などその他全ての経費です。また、返済(償還)等は当該保育所を開設するにあたっての借入等がある場合の予定額です。

(子ども施設整備課)

Q 2 9 審査結果表の最終得点は何点以上が選定基準ですか。

A 2 9 おおむね6割以上です。

(子ども施設整備課)

#### その他

Q 3 0 複数ページある書類には、ページ番号を記入して下さい。

A 3 0 番号漏れでした。大変失礼いたしました。

(子ども政策課)

(事務局による一部表記修正あり)

平成 30 年 12 月 19 日

平成 30 年度第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会  
「子ども支援専門部会」における事前質問に対する回答（川下部会員）

## ● 報告（2） 待機児童解消アクション・プランについて

## Q 1 別添資料 35 ページ 8. 空き定員数の状況

2018 年 4 月現在で 1076 名の空き定員となっているが、施設整備を予定している地域の中での空き状況をどのように考えているのか。また、2020 年度以降も地域によっては整備を進めるとのことだが、定員を大きく下回る地域がでてきた場合の縮小策について、整備計画のように行政が関わることを考えているのか。

## A 1

## 1. 空き状況について

空き定員 1,076 人は、区内全施設・全年齢の合計であることから、地域や年齢によってはまだ定員が足りず、待機児童が 205 人出ているという現実があるため、引き続き計画どおりの施設整備を実行してまいります。

空き状況を年齢別に分析すると、

- ① 0～2 歳児は小規模保育・家庭的保育の空きが 6 割と占める割合が高くなっています。平成 29 年 11 月のニーズ調査結果では 0 歳児の利用意向率が 28.33%なのに対し 2018 年 4 月の実績（保育需要率）は 23.9%とかい離があり、潜在需要が大きい状況です。このため、施設整備と同時に空き定員の利用促進策を進めることで、こうした潜在需要にも対応していくことが不可欠と考えています。
- ② 3 歳児以上については、新設 2 年目までの園の空きが 5 割を占めているため、今後、持ち上がりによる年齢移行が進むことで空き定員は少なくなると予想しています。

4 月時点に一定の空き定員があることで、出生・転入等による年度途中の緊急の入園が必要な世帯にとってはメリットがありますが、安定した施設運営の立場から大きなご心配を持たれていることを認識しています。今後も先行利用調整や家庭的保育の給食提供などの利用推進策を進め、ミスマッチを解消していければと考えています。

## 2. 2020 年度以降の整備と縮小策について

2020 年度以降の整備については未定ですが、今年度を実施する保育ニーズ

調査により、幼児教育・保育の無償化の影響を含めた潜在需要を再度算出したうえで、来年度の待機児童の状況等を踏まえアクション・プラン改定の中で検討したいと考えています。

定員を大きく下回る地域がでてきた場合の縮小策ですが、今後も継続的に各地域の状況を詳細に分析していき、そのような地域がでてきた場合には、区がどのように関わるかも含めて、地域の状況に応じた対応策を検討してまいります。

(待機児ゼロ対策担当課)

● 情報連絡事項（４） 認可保育所の運営予定事業者の選定について

Q 2 (2) の税理士による財務診断結果における、「収益性」を評価点数で表すことについて、保育所の運営ということでは、違和感を感じるがどのような観点からこの項目がでてきているのか。

(3) の収支計画の概要について、内容についての精査はどうしているのか。提出を求めていることから、以下の内容を追認していることになると思うが。

- ・管理費が非常に少額のケースがある。
- ・新規開設であるのに、返済（償還）等に予算の計上がない。
- ・収支差額（差引き）が、非常に多額になっている。

A 2 (2) 保育所の設置にあたっては、財務内容が適性であって、直近の会計期間において、当該経営主体の全体の内容について、債務超過となっておらず、また、3年連続して損失を計上していないことが経営主体の基本的要件となることから、応募事業者の安全性、経営効率に加え、収益性についても評価をしています。

(3) 収支計画の概要については、あくまで応募事業者の提案内容です。その内容（管理費の額や返済予定の計上の有無、収支差額等について）を修正することは、適正な審査を阻害することになりかねませんので、事務局で修正はしませんし、追認しているものでもありません。

ただし、補助金収入が定員規模から見込みうる金額と大幅に乖離していたり、計上すべき項目が誤っていたりした場合は指摘し、修正させています。

(子ども施設整備課)

(事務局による一部表記修正あり)